

5月27日は 一斉清掃の実施日



一斉清掃は、町内会・自治会連合会などのご協力により、皆さんの共有財産である道路、公園や河川などの清掃をする活動です。この活動を通じて、都市環境の保全や地域の方々との交流も深めることができます。子どもから大人まで多くの方の参加をお願いします。

▽日時 5月27日(日) 午前8時～正午(小雨実施。雨天の場合は6月3日(日))

- ※午前7時に防災行政無線でお知らせします。
- ▽集合場所 各町内会・自治会ごとに、決められた場所に集合してください。
- ▽清掃場所・清掃方法
 - 町内会長・自治会長の指示に従ってください。
 - ごみ袋は、ポランテア袋を使用してください。
 - 清掃を実施する際は、けがなどに十分ご注意ください。
 - 家庭のごみなどは、絶対に持ち込まないでください。
 - 個人で所有している土地は、個人の責任で清掃をお願いします。
- ▽その他 秋季一斉清掃は、11月25日(日)(予定)です。
- ▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

浄化槽を お使いのみならず

浄化槽は、トイレや洗面所から出る汚水を浄化し、きれいな水を放流するための施設ですが、適正に維持管理が行われないと、悪臭や水質汚濁の原因となる恐れがあります。このような事態を防ぐため、浄化槽法では「浄化槽の設置者が行わなければならない3つの法的義務」を定めています。

- ①保守点検(都に登録した専門業者が定期的に実施する点検作業)：東京都多摩環境事務所所廃棄物対策課浄化槽担当 ☎042・528・2692
 - ②清掃：市町村の許可を受けた業者が実施する浄化槽の清掃作業
 - ③法定検査(知事が指定した機関が実施する、①と②の実施状況などを確認する検査)：(公財)東京都環境公社多摩分室 ☎042・595・7982
- ※年1回、清掃料金の一部を市で負担します。
- ※下水道接続などで浄化槽の使用を廃止した場合は、30日以内に届出をお願いします。

合併処理浄化槽設置費用の一部を補助します

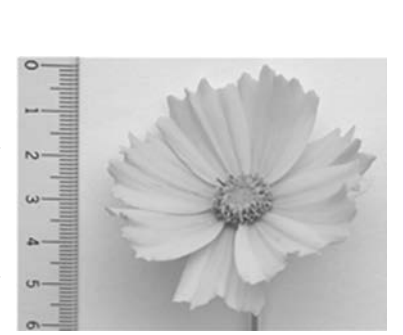
市では、合併処理浄化槽設置費用の一部を補助しています。合併処理浄化槽は、生活雑排水と小便を併せて浄化処理ができる、いわば小型の下水処理場といえるものです。設置することにより快適な生活環境をつくるとともに、河川などの水環境を保全することができます。なお、現在使用している単独浄化槽を合併処理浄化槽に取替える際には、その撤去費用の一部も補助しています。

- ▽対象地域 下水道法事業計画に定める予定処理区域外の地域
- ▽対象となる建物 専用住宅(主に居住の用に供する建物)か併用住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)
- ▽対象となる方 対象となる建物を、自らの居住の用に供する方

外来植物 オオキンケイギクの除去にご協力ください

オオキンケイギクは、繁殖力が非常に強く、在来植物の生育場所を奪ってしまう恐れがあるため、外来生物法により栽培が禁止されています。オオキンケイギクを見かけられた際は、繁殖場所を「ご連絡ください」。また、庭などの敷地内に生えている場合は、除草をお願いします。

※特徴は、高さ30～70センチ、5・6月に鮮やかな黄色の花をつけます。種や根茎から繁殖するため、根ごと引き抜いて駆除する必要があります。



除去作戦の ポランテアを募集します

河川の在来植物を守るため、オオキンケイギクの除去作業を行います。ご協力いただける方は、ご連絡ください。

▽日時 6月2日(土) 午前10時～正午頃(雨天中止)

▽場所 山田大橋下流の河川区域(現地集合・解散)

▽内容 オオキンケイギクを、



行います。ご協力いただける方は、ご連絡ください。

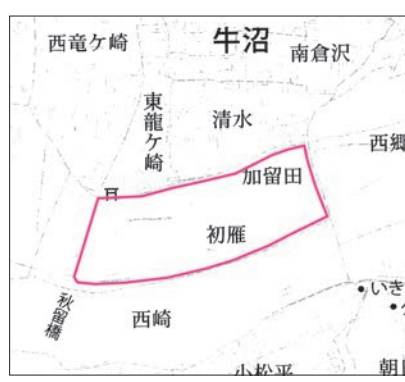
▽日時 6月2日(土) 午前10時～正午頃(雨天中止)

▽場所 山田大橋下流の河川区域(現地集合・解散)

▽内容 オオキンケイギクを、

公共下水道の 使用区域が広がります

公共下水道を使用できる区域が6月1日から、牛沼、野辺、小川の一部地域の方も使用できるようになります。



- ▽対象浄化槽機種 国の認定を受け、窒素を除去できる高度処理型合併浄化槽
- ▽補助金額 浄化槽の大きさによって異なります。
- 5人槽：44万4千円
- 6～7人槽：48万6千円
- 8～10人槽：57万6千円
- 11～20人槽：109万2千円
- 21～30人槽：186万円
- 31～50人槽：249万6千円
- 単独浄化槽撤去：9万円
- ▽問合せ 生活環境課生活環境係

下水道への 接続工事はお早めに

下水道が使用できる区域に住まいの方は、下水道への接続工事をお願いします。公共下水道の工事が完了し、使用開始の告示がされると、対象区域の方は、私費で下水道への接続工事をするようになります。し尿浄化槽を使用の方は、できるだけ

国民健康保険運営協議会 委員を募集します

国民健康保険の被保険者の方の中から国民健康保険運営協議会委員を募集します。この協議会は、あきる野市国民健康保険条例に基づき、国民健康保険制度の適正かつ円滑な運営を推進することを目的として、制度に関する重要事項について、市長の諮問を受けて、審議するものです。

単体のデイスボーズは 使用しないでください

生ゴミを細かく砕いて、水と一緒に下水道に流す、単体のデイスボーズを使用すると、下水道に細かいゴミが付着し、つまりせたり、悪臭を発生させたりしますので使用しないでください。

市からの調査依頼を 装った事業者にご注意

各家庭を訪問し「宅地内の下水道管の調査・点検にきました」「清掃しますか」などと、市と関連のあるかのような、紛らわしい言葉を使い、営業活動を行っている事業者がいます。市とは、一切関係ありませんので、注意してください。宅地内の下水管は個人の所有物です。維持管理は個人で行うことになっていきます。依頼する意思がなければ、はっきりと断ることが大切です。

排水設備 設置できる排水設備

下水道が使用できない区域で家屋の新築・改築を予定している方は、「あらかじめ設置できる排水設備工事」の制度をご利用ください。この制度は、将来公共下水道に接続するときに、排水設備の基準(ます・管の大きさなど)に合わせて工事を行うものです。この制度を利用し、使用できる区域となったときは、工事費用が節減できます。この

問合せ 管理課下水道係